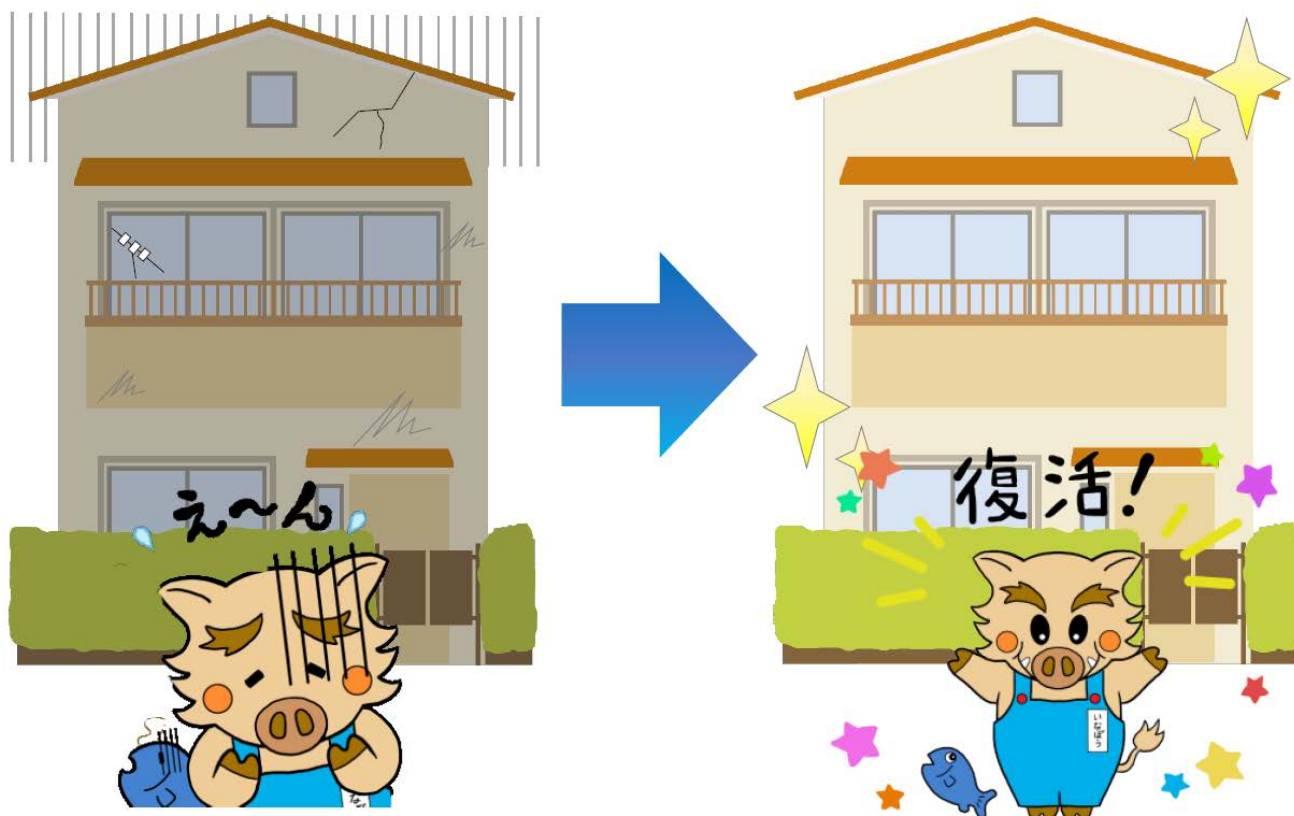


令和6年度

空き家活用支援事業

リフォーム補助金

空き家のリフォームを補助します！

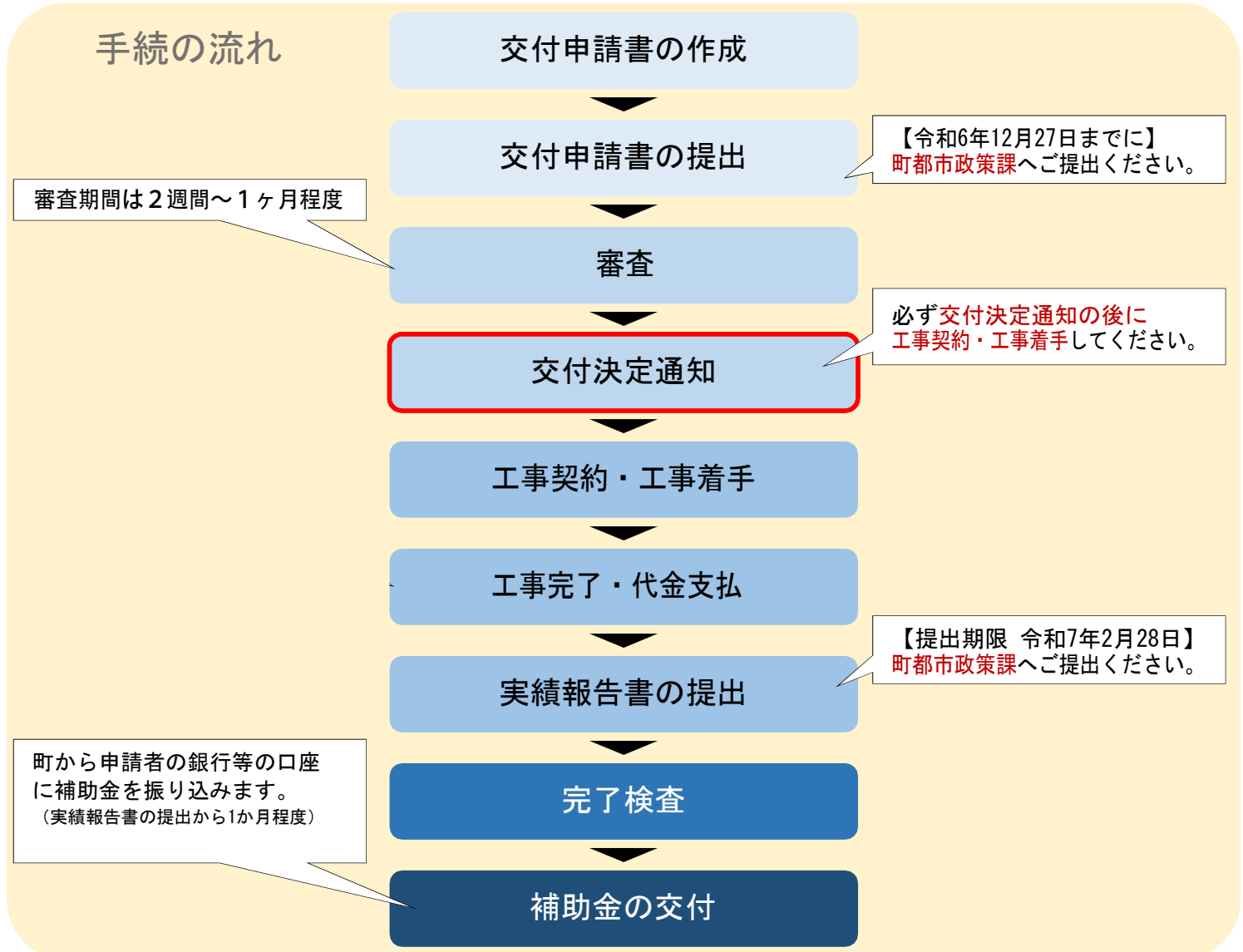


猪名川町

補助対象

地 域	町内全域
空き家	<p>一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸のうち、①～⑤全てに該当するもの</p> <p>① 築20年以上経過していること</p> <p>② 台所・便所・風呂の水回り設備のいずれかが10年以上更新されていないこと</p> <p>③ 空き家期間が6箇月以上経過していること</p> <p>④ 昭和56年5月31日以前に建築された住宅である場合には、一定の耐震性能があること（改修工事に合わせて耐震改修する場合も可）</p> <p>⑤ 土砂災害特別警戒区域等に位置していないこと</p>
対象者	<p>空き家を活用するために改修する者で①～④全てに該当する者</p> <p>① 事業完了から10年以上当該空き家を活用する者</p> <p>② 市区町村民税及び固定資産税を滞納していない者</p> <p>③ 暴力団等反社会的勢力に寄与するための利用でないこと認められる者</p> <p>④ 事業完了後公式な広報媒体に、事例等を掲載することに同意する者</p>
経 費	改修工事費（補助対象となる工事の例はホームページをご覧ください。）

手続の流れ



補助額

対象住宅等区分		区域	補助対象経費区分	補助率	補助金限度額
住宅型	一般世帯	市街化区域	300万円以上	1/2	150万円
			250万円以上300万円未満		140万円
			200万円以上250万円未満		110万円
			150万円以上200万円未満		90万円
			100万円以上150万円未満		60万円
		市街化調整区域	300万円以上	2/3	200万円
			250万円以上300万円未満		180万円
			200万円以上250万円未満		150万円
			150万円以上200万円未満		120万円
			100万円以上150万円未満		80万円
	若年世帯 子育て世帯 UJターン世帯の住宅	市街化区域	300万円以上	2/3	200万円
			250万円以上300万円未満		180万円
			200万円以上250万円未満		150万円
			150万円以上200万円未満		120万円
			100万円以上150万円未満		80万円
市街化調整区域		300万円以上	3/4	225万円	
		250万円以上300万円未満		202.5万円	
		200万円以上250万円未満		165万円	
		150万円以上200万円未満		127.5万円	
		100万円以上150万円未満		90万円	
事業所型	一般	市街化調整区域	450万円以上	2/3	300万円
			400万円以上450万円未満		280万円
			350万円以上400万円未満		250万円
			300万円以上350万円未満		220万円
			250万円以上300万円未満		180万円
			200万円以上250万円未満		150万円
			150万円以上200万円未満		120万円
	UJターン事業者	市街化調整区域	450万円以上	3/4	337.5万円
			400万円以上450万円未満		315万円
			350万円以上400万円未満		277.5万円
			300万円以上350万円未満		240万円
			250万円以上300万円未満		202.5万円
			200万円以上250万円未満		165万円
			150万円以上200万円未満		127.5万円
地域交流拠点型 (地域団体等)	市街化調整区域	1,000万円以上	3/4	750万円	
		800万円以上1,000万円未満		675万円	
		600万円以上800万円未満		525万円	
		400万円以上600万円未満		375万円	
		200万円以上400万円未満		225万円	
		100万円以上200万円未満		112.5万円	

※1 若年世帯：夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯


※2 子育て世帯：18歳以下の子（高校卒業まで）又は妊娠している者が同居している世帯

※3 UJターン世帯：申請日時点の住所が県外である世帯又は県外から県内の賃貸住宅等に転入後2年を経過しない世帯

※4 UJターン事業者：申請日時点住所が県外であり、かつ、町内の空き家を自己の業務用の事務所として活用する事業者

※5 地域団体等：自治会、婦人会、まちづくり協議会その他これらに類する地域を基盤として活動する団体のほか、活動を通じて地域活性化に貢献するものとして町長が認める者

注意事項

要件	<ul style="list-style-type: none">○ 10年間の活用義務 改修を行った建物は、事業（工事）完了後10年以上活用することが条件となります。○ 関係法令の手続 市街化調整区域においては、原則として都市計画法等の許可が必要ですので、手続が完了した後でなければ申請できません。○ その他 詳細はホームページをご確認ください。
申請	<ul style="list-style-type: none">○ 下記期間中に申請書類を町都市政策課窓口へ提出してください。 申請期限：令和6年度分は、令和6年12月27日（金）まで○ 様式はホームページからダウンロードをお願いします。 ↓↓ 空き家活用支援事業補助金（町ホームページ） ↓↓ https://www.town.inagawa.lg.jp/soshiki/machizukuri/tosiseisakuka/kurasitetuduki/akiya/1690258695792.html 
手続	<ul style="list-style-type: none">○ 交付申請後、交付決定を受けた後に工事契約、工事着手してください。 ※交付決定前に契約されたものは補助金をお支払いできません。○ 令和7年2月28日（金）までに工事と代金支払いを完了し、実績報告書を提出期限内に提出してください。 提出期限：代金支払から30日又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い日
支払い	<ul style="list-style-type: none">○ 実績報告書の提出後に交付（お支払い）します。

分からないことがあれば
お気軽にお問い合わせください！

